

平成23年(2011年)5月2日



埼玉県報

第 2 2 8 3 号
平成 2 3 年 5 月 2 日
月 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者である法人の名称及び主たる事務所の所在地の変更\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [入間第二用水土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [田甲土地改良区の役員住所変更届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [田甲土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人高齢者共同生活体
- 三 代表者の氏名
ボルキー マリ カノウ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市狭山台三丁目二十六番地五 一 百一
- 五 定款に記載された目的
この法人は高齢者や一人暮らしが困難な者に対し、その生活が円滑に行われるよう一時的に過ごす場所を提供し、またルームシェアリングハウスで共同生活を行うことを旨とし、これらの目的を成就するための活動を行い、同時にその地域の人の繋がりを豊かにすることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市原新町九番五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

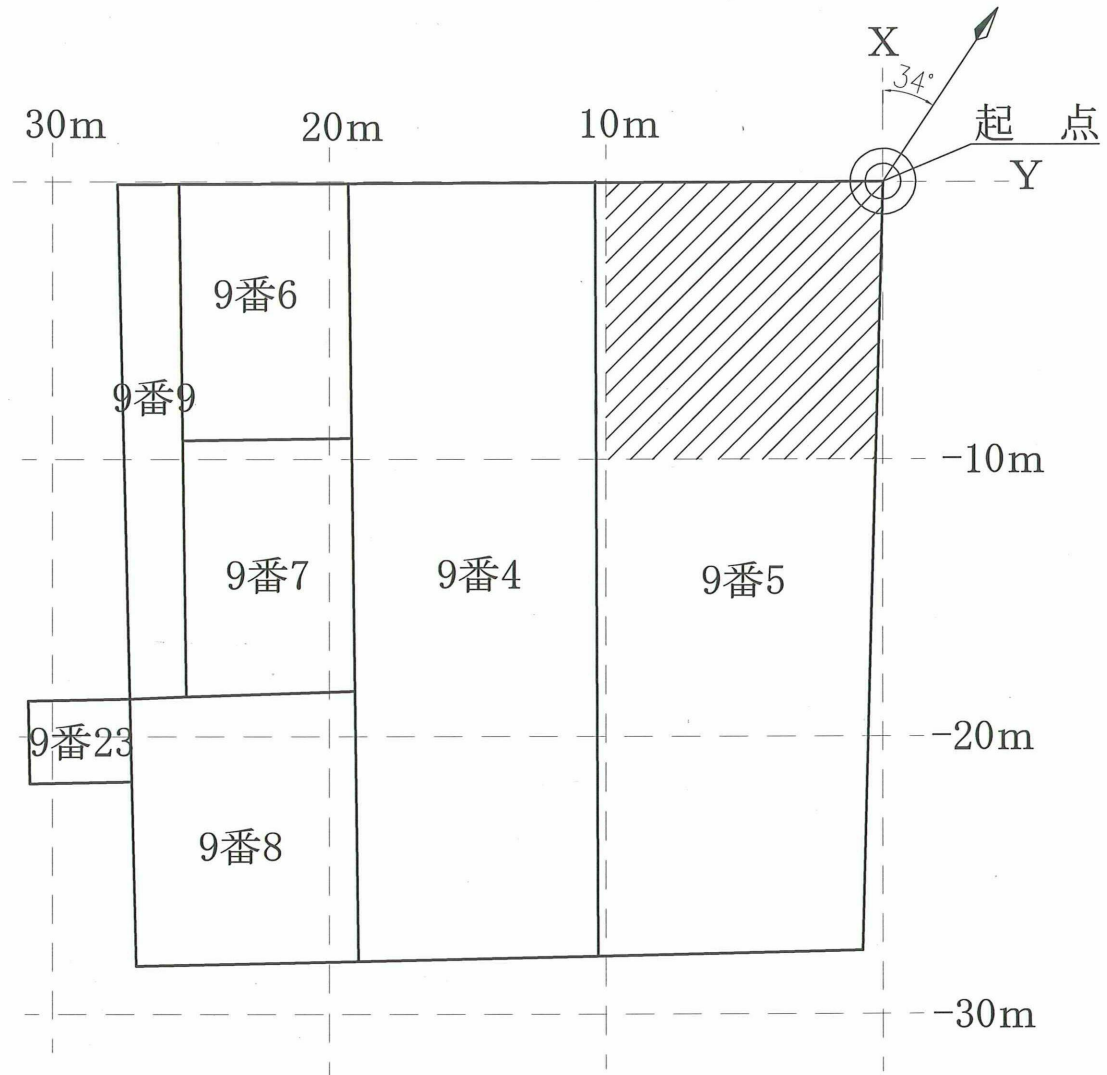
起点

起点は、上尾市原新町
9番5の最北端とする。

格子の回転角34度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 指定区域



告 示

埼玉県告示第五百二十九号

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例（平成六年埼玉県条例第十一号）第十五条第二項の規定により埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者である財団法人トトロのふるさと財団の名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 変更後の指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人トトロのふるさと基金

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目一六九 一

- 二 変更の年月日

平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロチャース北本店

埼玉県北本市中丸七丁目百二十三番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

（変更後）午前九時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時（年間二十四日午前八時）から午後十時

（変更後）午前八時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十三年六月一日

二 届出年月日

平成二十三年四月十九日

二 縦覧期間

平成二十三年五月二日から平成二十三年九月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二日から平成二十三年九月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
入間第二用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏
名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	須田秀雄	埼玉県狭山市入間川二丁目十七番二十三号
同	福田昭平	川越市豊田町一丁目三十二番四
同	矢澤國正	同 大字北田島六十二番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	比留間政信	日高市大字高萩二千八十四番地
同	田口茂	狭山市大字笹井千八百八十一番地
同	金子茂男	同 柏原千五百八十七番地
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二十四番地
監事	細田忠司	狭山市大字下奥富七百三十六番地一
同	早川健一	同 柏原二千二百七十五番地二
同	金子健	日高市大字大谷沢三百二十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	須田秀雄	埼玉県狭山市入間川二丁目十七番二十三号
同	福田昭平	川越市豊田町一丁目三十二番四
同	矢澤國正	同 大字北田島六十二番地
同	比留間政信	日高市大字高萩二千八十四番地
同	田口茂	狭山市大字笹井千八百八十一番地
同	金子茂男	同 柏原千五百八十七番地
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二十四番地
監事	細田忠司	狭山市大字下奥富七百三十六番地一
同	諸井正治	同 広瀬二丁目六番十七号

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
田甲土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
旧理事	松 本 光 治	埼玉県熊谷市小八林千百五十三番地
新		同 同 同 千百五十三番地一

告示

埼玉県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田甲土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大野文一	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千九百六十九番地
同	小林景一郎	同 同 同 千九百六番地
同	福田良作	同 同 同 千百六十一番地
同	小井川辰夫	同 同 同 八百三十二番地
同	小峯一男	同 同 同 千四十七番地三
同	福田幸子	同 同 同 千八十三番地
同	福田次男	同 同 同 千八十二番地
同	金子茂	同 同 同 六百三番地一
同	小林茂一	同 同 同 千八百五十二番地
同	福智倉春	同 同 同 千七百三十一番地
同	小貝健三	同 同 同 千八百三十番地
同	松本龍治	同 同 同 千五百七十二番地二
同	松本俊二	同 同 同 千四百九十六番地二十二
同	西川昌子	同 同 同 熊谷市小八林千八百五十八番地二
同	松本光治	同 同 同 千百五十三番地一
監事	福田美之	同 比企郡吉見町大字田甲千百一番地一
同	小川恵三	同 同 同 六百五十番地一
同	新巻一郎	同 同 同 千四百三十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	伊与田敏明	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千六百九十一番地
同	船橋義雄	同 同 同 八百六十八番地
同	金子功	同 同 同 千三百六十三番地
同	金子甲平	同 同 同 千三百五十四番地
同	福田正克	同 同 同 千九百四十二番地

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字大久保和名倉三八六七、字大久保山ノ神畑三八七、字大久保サカシ畑三八七二、字麻生イシツ久保五五五八・字麻生石ツ久保五五六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字麻生和名倉五五四四、字上中尾鎌双里五六三一、字上中尾カマソウリ五六三三の二、五六三四の二、字上中尾五六三五一、五六三五の二、五六三六、字栃本タキ川ト八五六四三の一・字川又入川ト八五七 六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字入川ヲキ入三三五四の一、字入山シヨブノ下三三五四の二、字入山ヤハコヤ三三五五、字入山シヨウブ下五七一一、字入山弥八小ヤ五七二七、字塩沢井戸沢入六一七二の一、六一七二の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年二月十六日

指令川建セ第二二〇一四一〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月二十一日

第二三〇〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下狝字向新田七一 一、七二二 二、七二二 五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字下狝七一一番地一

山口 茂

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年四月二十二日

指令越建セ第二二〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成二十三年四月二十五日

越建セ第五二 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島二百九十七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島二九五 五

齋藤 篤史

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年五月二日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年五月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について

ロ その他